

健康・医療戦略参与会合の開催について

平成 26 年 6 月 10 日
健康・医療戦略推進本部長決定
平成 26 年 10 月 29 日
令和 3 年 4 月 6 日
令和 3 年 11 月 24 日
一 部 改 正

1. 健康・医療戦略推進本部長令（平成26年政令第205号）第2条の規定に基づき、健康・医療に関する成長戦略及び医療分野の研究開発に関する施策に係る重要事項の調査・検討を行うため、健康・医療戦略参与会合（以下「参与会合」という。）を開催する。
2. 参与会合の構成員は、次のとおりとする。

座 長	健康・医療戦略担当大臣
座長代理	健康・医療戦略担当大臣を補佐する内閣府副大臣
副 座 長	健康・医療戦略担当大臣を補佐する内閣府大臣政務官
構 成 員	政策参与等の設置に関する訓令（平成16年内閣府訓令第12号）第10条に規定する健康・医療戦略参与
3. 座長は、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。
4. 参与会合の庶務は、内閣府健康・医療戦略推進事務局において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、参与会合の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。
6. 「健康・医療戦略推進本部（平成25年8月2日閣議決定）」が廃止されたことにともない、廃止前の「健康・医療戦略参与会合（平成25年8月8日健康・医療戦略推進本部決定）」がこれまで決定した事項及び検討した事項等については、参与会合に引き継がれるものとする。